

## 栗東市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく栗東市職員措置請求の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 15 日

栗東市監査委員 大橋慎一  
栗東市監査委員 梶原美保

### 栗東市職員措置請求にかかる監査結果

#### 第 1 監査の請求

##### 1 請求の要旨

栗東市地域公共交通活性化協議会（以下、協議会という。）が地域公共交通体系の検討への活用を目的にコンサルタント業者に業務の発注を行い、令和 7 年 8 月に「地域公共交通に関する調査」（以下、本件調査という。）を実施したものであるが、調査対象者をサンプリングしておらず、調査対象の母集団が不明であり、こうした社会調査で得られた調査結果に意味がなく、全くの無駄である。

こうしたことから、栗東市が協議会に支払った「栗東市地域公共交通活性化協議会負担金」（以下、負担金という。）については、不当な公金の支出であることから、住民監査を請求したい。

##### 【本請求人の理由】

請求人が「不当な公金の支出」と考える理由は、以下の通りである。

##### （第 1）

本件調査は、調査対象者をサンプリングせず行ったものであり、量的な社会調査において、調査対象者をサンプリングせず行うのが許されるのには、悉皆調査（全数調査）とパネル調査が考えられる。パネル調査の場合は、パネル設定段階でサンプリングをしているとも言えるから、実際には悉皆調査（全数調査）だけである。

この調査は、調査対象者をサンプリングしていないので、調査対象の母集団が不明であり、科学的観点からして得られた調査結果の数字に何の意味もなく、このデータを今後の取り組みの参考にすることは許されない。

##### （第 2）

本件調査は、協議会がコンサルタント業者に委託したものであることから、調査主体は、協議会であるのにも関わらず、調査票には「栗東市」と書かれている。これは、調査主体を偽る行為であり、社会調査の倫理上けっして許されない。

以上 2 点の理由からこの調査は不當である。

よって、本件調査にかかった費用 5,170,000 円を市に返還すべきと考えて、住民監査請求をするものである。

## 2 請求人

栗東市 早川洋行

## 3 請求のあつた日

令和 7 年 1 月 17 日

## 第 2 請求の受理

本請求は、市が組織した協議会に対して同市から負担金を支出したところ、当該協議会がコンサルタント業者に委託して行なった本件調査は全く意義のない著しく合理性を欠くものであって、市は適正な審査を行わずに負担金を支出したものであり、当該負担金の支出は、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものとして、財務会計上、不当な支出に当たると主張するものと解され、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第 3 監査の実施

令和 7 年度に市が協議会に支出した負担金について、支出目的である本件調査が適正に行われておらず、不当な公金の支出を行ったかどうかを対象とする。

### 1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 7 年 1 月 21 日に陳述の機会を設け、証拠の提出および請求の趣旨を補足する陳述を聴取した。

### 2 関係職員の事情聴取

建設部 土木交通課（以下「関係職員」という。）に対して、令和 7 年 1 月 8 日に事情聴取を行い、本件調査に至る経過等の確認を実施した。

## 第 4 監査の結果

### 1 監査の対象に係る違法性もしくは不当性についての請求人の主張の要旨

請求人は、栗東市職員措置請求書によると、

#### （第 1）

本件調査は調査対象者をサンプリングせずに実施されており、母集団が不明であるため、得られた調査結果に科学的な意味はない。このような調査結果を行政が「地域公共交通維持等に向けた取り組みの参考」とすることは許されず、専門的立場から見ても無価値であり、税金を無駄にする行為である。

## (第2)

本件調査は協議会が実施したものであるが、調査票には「栗東市」と記載されており調査主体が偽られている。これは社会調査の倫理に反し、栗東市の行為は詐欺的とみなされる可能性がある。

以上の理由から、協議会による本件調査に係る支出は不当な公金の支出であると主張されていると解されるので、以下これについて判断する。

### 2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった本件調査について、監査対象機関である関係職員に対する監査を実施するとともに、関係職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

## (第1)

本件調査は、バス等の地域公共交通利用者や地域公共交通に关心がある市民から広く意見を募集し、今後の地域公共交通維持等に向けた取り組みの参考とするために実施したものである。また、市の地域公共交通に対して意見したい方が意見することができない状況を作るおそれもあることから、調査対象者をサンプリングせずに実施したものもある。

また、今後の取り組みの参考するために地域公共交通利用者等が日頃から思っている率直な意見を募集したものであって、この調査から得られた数字をもって、新たな取り組みの実施やこれまでの取り組みの廃止・縮小などを判断するものではない。

加えて、調査の実施については、主要なバス停及びバス車内に案内を掲示するとともに、本市の広報、ホームページ等に案内を掲載しながら、コミュニティセンターや図書館に紙媒体の調査票を設置して周知を行い、広く意見を募集した。

さらに、本件調査手法の検討にあたっては、技術士法第2条 第1項に基づき、「科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者」であることを認定する国家資格である「技術士」の資格を有した委託事業者の主任技術者も関与した上で、実施している。

## (第2)

協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定」に基づき、市が組織した協議会であり、かつ、事務局は市が所管していることから、「栗東市」という記載は、市がこの調査に関与している事実を示すものである。

また、このような記載は、市民に対し本件調査が市に関連するものであることを示すものである。

以上の事実関係により、本件調査は地域公共交通の利用状況やサービスに対するニーズ等を把握し、今後の地域公共交通維持や、サービスの利便性・利用環境の改善等に向けた取り組みの参考するために協議会が実施したものである。本件調査の実施に当た

っては、主要なバス停や市の広報及びホームページで案内されており、併せて、市民が多く集まる施設に紙媒体の調査票を設置するなど広く周知に努め、その配布部数、対象者、周知実施箇所数等について、効果的・効率的なものになるよう検討し、決定されていた。

結果として、総計303件の回答があり、集計結果は協議会に報告され、今後の方向性について協議が行われている。

### 3 判断

#### (第1)

利用者ニーズの把握や実態調査にかかるその対象範囲や実施方法等の基準は、法令や設置要綱その他国の通知に定められたものではなく、協議会の判断に委ねられている。

本件調査の目的は、上記2の（第1）のとおり、バス等の地域公共交通利用者や地域公共交通に关心がある市民等から広く意見を集め、今後の地域公共交通維持等に向けた取り組みの参考とするためであり、バス等の地域公共交通利用者や地域公共交通に关心がある市民から広く意見を聞くためのニーズ調査として実施されたものといえる。当該目的達成のための手法の検討にあたっては、研究、分析等または、これらに関する指導の業務を担う技術士も関与してのものであった。実際、303件の回答があり、協議会において当該回答内容が確認され、その審議に利用されていることからすれば、本件調査は目的に照らして意義があったといえる。

確かに、統計を目的とする調査であれば、悉皆調査でない場合、サンプリングすることで調査の信頼性を最大化できる余地もある。しかしながら、本件調査の目的に照らせば、サンプリングをしていないことを以ってその実施手法が不適切と評価することはできない。

よって、本件調査はその目的に照らせば著しく合理性を欠くものとは認められず、負担金の支出も財務会計行為として不当とはいえない。

#### (第2)

本件調査における調査主体の記載を協議会としなかったことについては、そもそも協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定」に基づいて市が組織した団体であり市が協議会を所管していることから、本件調査の主体として市が本件調査に関与している事実を市民に示したものであって、調査主体を偽ったとまでは認められない。

よって、本件調査の主体を市とされたことについても、著しく合理性を欠くものとは認められず、負担金の支出も財務会計行為として不当とはいえない。

### 第5 結論

以上の判断により、本市職員が不当な公金の支出をしたとする本件請求には理由がないものとして、これを棄却する。